

最低賃金引上げに向けた 経済産業省の中小・小規模企業への支援策

2023年8月31日

経済産業省

中小企業庁

経済産業省の中小・小規模企業への支援策

- 過去最大の引上げ額（43円）である今年度の最低賃金の引上げに際し、（1）中小・小規模企業の生産性向上への支援強化、（2）中小企業庁による価格転嫁対策の強化、を行う。

（1）中小・小規模企業の生産性向上への支援強化

- ① **事業再構築補助金の要件緩和**
- ② **ものづくり補助金、IT導入補助金の審査での優遇**
- ③ **周知・相談時の厚生労働省との連携強化**

（2）価格転嫁対策の強化

- ① **下請中小企業振興法に基づく企業名公表**
- ② **取引適正化に向けた業界の自主行動計画の改定・徹底**
- ③ **価格交渉促進月間（9月）における周知・広報の強化**

(1) 中小・小規模企業の生産性向上への支援強化

① 事業再構築補助金の要件緩和

予算額：累計 2兆4,408億円

(R2年度補正:1兆1,485億円、R3年度補正:6,123億円、
R4年度予備費:1,000億円、R4年度補正:5,800億円)

現行制度

- 「事業再構築補助金」は、企業が新たな事業分野への進出や業態転換等を行う場合、それに必要となる設備投資について、通常、中小・小規模企業は2/3、中堅企業は1/3を補助する制度。
- 2021年から、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「**最低賃金枠**」という特別枠で、**通常より高い補助率**（中小・小規模企業3/4、中堅企業2/3）で支援。

➤ 現行の地域別最低賃金 **+30円以内** で雇用している従業員が、3か月間以上、全従業員の10%以上いること。

改正内容

- 「最低賃金枠」について、以下の通り、**対象企業を拡大する要件緩和**を行う。

➤ 改定前の現行の地域別最低賃金 **+50円以内** で雇用している従業員が、3か月間以上、全従業員の10%以上いること。

- これにより、「最低賃金枠」の対象となり得る企業は31.8万社から36.8万社に増加。

② ものづくり補助金、IT導入補助金の審査での優遇

予算額：累計 1兆1,601億円の内数
〔R1年度補正:3,600億円、R2年度補正:4,000億円、
R3年度補正:2,001億円、R4年度補正：2,000億円〕
※いずれも内数

現行制度

- 「ものづくり補助金」は、革新的なサービス開発・試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する制度。
- 「IT導入補助金」は、労働生産性の向上を目的として、業務の効率化やDX等に向けたITツール等の導入費用を支援する制度。
- 厳しい経営状況においても、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う企業を応援するため、以下の要件を満たす場合に、**採択審査において加点措置**を実施。

➤ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金 **+30円以上** の水準にする。

改正内容

- **上記の加点措置に加え**、以下の要件を満たす場合、採択審査において**更なる加点措置**を実施。

➤ 事業場内最低賃金を改定後の地域別最低賃金 **+50円以上** の水準にする。

③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

- 新たに、厚生労働省の業務改善助成金、中小企業庁の生産性向上支援策を両方掲載したリーフレットを共同で作成し、それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を行う。
 - 厚生労働省の労働局・働き方改革推進支援センター（全国47か所）及び労働基準監督署（全国321か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金を紹介する。
 - 中小企業庁のよろず支援拠点（全国47か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、内容に応じ、厚生労働省の働き方改革推進支援センター及び業務改善助成金を案内する。

(2) 価格転嫁対策の強化

① 下請中小企業振興法に基づく**企業名公表**

- 8月29日、下請中小企業振興法に基づく調査・ヒアリングにおいて、10社以上の下請中小・小規模企業から価格交渉・価格転嫁の評価の回答があった、全ての**発注側企業116社の企業名を公表**した。
- その際、価格交渉・価格転嫁に関する**下請企業からの評価の平均値を4段階で区分して公表**。
- 評価が芳しくない発注側企業には、業所管の**大臣名で企業トップへ指導・助言**を行い、発注側企業による一層の自発的な取引慣行の改善を促す。

② 取引適正化に向けた業界の**自主行動計画の改定・徹底**

- 現在、24業種（58業界団体）が、取引適正化に向けた「自主行動計画」を策定。
- 引き続き、各業種固有の課題の改善に向けて、①「自主行動計画」の改定、②業界・個社が行動計画に定めた内容を遵守・徹底するための具体的な「徹底プラン」の策定を促し、その取組状況をフォローアップする。

③ 価格交渉促進月間（9月）における**周知・広報の強化**

- 9月の「価格交渉月間」についても、経済産業大臣によるメッセージなど、積極的な周知・広報を行う。